

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
中尾小児科医院	米子市西福原米川向新町道西二の一	昭和四十七年七月二十五日
小坂医院	米子市西二の一 " 糀町二丁目三四	二十七日
中尾医院 岩屋堂出張所	八頭郡若桜町岩屋堂一一三	二十三日
川本医院	東伯郡東伯町保五の二	十五日
入江医院	" 下伊勢四三八	二十八日
林薬局	米子市博労町一丁目	二十五日
有限会社 赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	"
細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	十七日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪一〇二一二	六日

鳥取県告示第五百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が

あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
柿坂医院	八頭郡八東町大字北山七三	昭和四十七年五月一日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷三九三六	二十三日
鳥取県米子保健所	米子市西福原四四四	六月二十三日
" 倉吉保健所	倉吉市巖城二七九	"
岡垣駅前医院	鳥取市栄町五〇四	十八日
佐々木医院	西伯郡中山町中六四六の一	七月一日
池淵医院	境港市栄町八八	十二日
米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市富士見町二丁目七の一	六月二十七日
細田内科医院	" 角盤町三丁目一六九	七月十七日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪一〇二一二	六日

鳥取県告示第五百三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したの
 で、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業
 剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二
 項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
柿坂医院	八頭郡八東町大字北山七三	全国	昭和四十七年五月一日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷三九三六	"	二十三日
佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六ノ一	"	七月一日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪一〇二	"	六日
池淵医院	境港市栄町八八	"	十二日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	"	十七日
岡垣駅前医院	鳥取市米町五〇四	"	十八日

鳥取県告示第五百三十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に
 基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規
 則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示す
 る。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十七年七月十六日	細田内科医院	米子市角盤町三丁目二七

鳥取県告示第五百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に
 基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和
 二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医療機関名	所 在 地
昭和四十七年七月十三日	柿坂医院	八頭郡八東町大字北山七三
昭和四十七年七月十七日	細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九

鳥取県告示第五百三十七号

岩美郡国府町大字下木原下木原入会林野整備組合代表者岩美郡国府町大
 字下木原十七番地木村照雄から申請のあつた下木原入会林野整備計画につ
 いては、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四
 十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年

八月一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十八号

鳥取市倭文倭文西入会林野整備組合代表者鳥取市倭文三九二番地前田信男から申請のあつた倭文西入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字西又二 一九六三の一三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百四十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年八月四日から用途廃止した。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市目久美町三六〇番地先から同市目久美町三七五番地まで		四一・八六	道路敷
米子市目久美町三六一番地先から同市目久美町三七二番地先まで		九八・四一	道路敷
米子市目久美町三六七番地から同市目久美町三七〇番地先まで		一二五・五九	道路敷
米子市目久美町三七〇番地先		三八・九九	道路敷
米子市目久美町三七一番地先から同市目久美町三三三番地先まで		九三・五八	道路敷

鳥取県告示第五百四十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年八月四日から用途廃止した。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字外河原八三八番地先		二七・〇六	水路敷
鳥取市吉成字中島河原八四八番地先		二六・〇四	水路敷
鳥取市叶字中嶋河原五五一ノ二番地先から同市叶中嶋河原五五一ノ一番地先まで		七〇・一六	水路敷

鳥取県告示第五百四十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年八月四日から用途廃止した。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市高住字鷺谷口八八〇番地先から同市高住字鷺谷口八八二番地先まで		一四七・九六	道路敷

鳥取県告示第五百四十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年八月四日から用途廃止した。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市東福原字屋敷通大境八七〇ノ一番地先から同市東福原字屋敷通大境八六七番地先まで		一九七・二〇	道路敷

鳥取県告示第五百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年五月九日 鳥取県指令受都計第百九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字比本田一七六一一及び一七七一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県安芸郡府中町六〇四七

東洋工業株式会社

代表取締役社長 松田耕平

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十七年七月二十一日委嘱したので、労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月四日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住所	職	業	電話番号	経験及び履歴
松岡 主	昭五・六・一〇	米子市車尾一、五〇〇	日本パルプ工業株式会社米子工場 総務部勤務課長	会社 (米子) 自営 (米子)	二二一七二二一 二二一五四七三	日本パルプ工業株式会社人事部 勤務課主任 同社米子工場総務部勤務主任 主任

公 告

児童福祉法施行令（昭和28年政令第74号）第13条第2項の規定により、
昭和47年度鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和47年 8月 4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日

- (1) 筆記試験 昭和47年 9月 9日（土曜日）及び 9月10日（日曜日）
- (2) 実地試験 昭和47年 9月11日（月曜日）又は 9月12日（火曜日）の
いずれかの日に行なうこととし、受験者が受験すべき日は、受験票で
指定する。

2 試験の日時割

月 日	試 験 科 目	時 間
9月 9日	児童心理学及び精神衛生	9時10分～10時40分
	児童福祉事業概論	10時50分～12時20分

3 試験場所

- (1) 筆記試験 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 実地試験 倉吉市大平町 鳥取県立保育専門学校

日 時	科目	時間
9月10日	看護学及び実習	13時00分～14時30分
	保育理論	14時40分～16時10分
	保健衛生学及び生理学	9時10分～10時40分
	社会福祉事業一般	10時50分～12時20分
	栄養学及び実習	13時00分～14時30分
	保育実習（学科）	14時40分～15時25分
9月11日 又は 9月12日	保育実習（作文及び絵画製作）	15時30分～16時30分
	保育実習（実地）	9時10分～16時00分

4 受験申請書の提出期間

昭和47年 8月1日(火曜日)から 8月31日(木曜日)まで

(注) 郵送の場合は、8月31日までの消印のあるものに限り受け付けることとする。

5 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 保母の試験受験申請書

イ 住民の写し

ウ、受験資格を証明する書類

エ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)

オ 履歴書

(2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほか、保母試験受験科目免除願を提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合はその都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は学長の発行した専修証明書を添付すること。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を保母試験受験申請書の所定欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(2) 既納の手数料は、返還しない。